

新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、相続した空き家等の相続登記を実施する場合に、空き家等の管理者等に対し、その経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、町内にある遊休資産の有効活用を図るとともに、管理者等の所在不明による管理不全空き家化の予防を推進し、町民の生活環境の保全並びに防災及び防犯に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に存する建物で、おおむね 1 年以上居住者がいない居住の用に供する戸建ての住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満の店舗兼用住宅も含む。）をいう。
- (2) 一団の土地 客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）の相続人で新たな名義人となる者とする。

2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町税、町使用料金等に滞納がない者
- (2) 新温泉町暴力団排除条例（平成 24 年新温泉町条例第 17 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- (3) 新温泉町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでない者

(補助要件)

第 4 条 補助対象空き家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存し、おおむね 1 年以上使用されていないもの。ただし、空き家が定着している同一の敷地又は一団の土地に定着している建築物を使用している場合は除く。
- (2) 個人が所有しているもの
- (3) 現に賃貸又は売買目的で管理している建築物でないもの

(4) 現に登記されているもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象として認める経費等は、補助対象空き家等の相続登記をするために必要な次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 司法書士及び弁護士に係る委託料

(2) 登記事項証明書の取得費用及び登録免許税

(3) 相続関係説明図及び相続協議書の作成に係る戸籍謄本、住民票などの手数料及び通信運搬費等

(4) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができること。

2 前項の経費のうち、本補助金以外に国、県、市町村から補助等を受ける経費については、前項の規定にかかわらず補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)とし、5万円を限度とする。なお、同一被相続人等に対する補助は、5万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 交付申請をしようとする者は、補助対象事業の実施前に新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 本人を確認できる書類

(2) 補助申請をしようとする家屋及び土地の登記事項証明書

(3) 位置図

(4) 経費見積書

(5) 所得証明書

(6) 町税の納税証明書等

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に当たり必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付申請の取下げは、新温泉町空き家等相続登記支援補助金取下げ承認申請書(様式第3号)により、町長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が申請の変更をしようとするときは、新温泉町空き家等相続登記支援補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第11条 町長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、変更交付の可否を新温泉町空き家等相続登記支援補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による変更を決定する場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(補助金の実績報告)

第12条 補助決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、新温泉町空き家等相続登記支援補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家等の相続登記に係る請求書又は領収書の写し
- (2) 相続登記したことが分かる相続関係説明図及び登記簿謄本(登記事項証明書)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助決定者は、前条の規定による確定通知書を受け取った日から起算して20日以内に新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) この要綱又は関係法令に違反したとき。
- (4) その他町長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2 町長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じ補助金返還請求書（様式第10号）により請求するものとする。

（調査等）

第17条 町長は、必要があると認めるときは、補助決定者に必要な事項について報告させ、又は帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

新温泉町長 様

住 所
氏 名
電話番号

新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付申請書

新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

建物の所在地	新温泉町
建物の構造等	造 階建て 延床面積 m ²
建物の所有者	所有者 (申請者との関係：)
総事業費 (うち対象事業費)	円 (円)
補助金申請額	円
事業予定年月日	年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

1. 本人を確認できる書類
2. 補助申請をしようとする家屋及び土地の登記事項証明書
3. 位置図
4. 経費見積書
5. 所得証明書
6. 町税の納税証明書等
7. その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

新温泉町長 印

新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新温泉町空き家等相続登記支援補助金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定内容

交付 ・ 不交付

2 交付決定額

円

3 交付の条件

- (1) 補助金の内容又は補助金に要する経費の配分の変更をしようとする場合においては、速やかに町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止しようとする場合においては、速やかに町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金を目的外に使用してはならないこと。
- (5) その他補助金等に関する規則及び要綱に従うこと。

年 月 日

新温泉町長 様

住 所
氏 名
電話番号

新温泉町空き家等相続登記支援補助金取下げ承認申請書

新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付要綱第9条の規定により、以下の理由により取下げしたいので申請します。

交付決定通知番号	第 号
建物の所在地	新温泉町
補助金交付決定額	円
取下げの理由	※具体的に記載すること。

年 月 日

新温泉町長 様

住 所
氏 名
電話番号

新温泉町空き家等相続登記支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金の額を変更したいので、新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付決定通知番号	第 号
建物の所在地	新温泉町
補助金交付決定額	円①
変更補助対象経費	円
変更補助金交付申請額	円②
変更増減額	円（②－①）
変更内容	※事業内容変更の概要などの詳細な変更理由を具体的に記載すること。

添付書類

1. 交付申請時の添付種類のうち、変更に係るもの
2. その他町長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

新温泉町長 印

新温泉町空き家等相続登記支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新温泉町空き家等相続登記支援補助金変更承認申請については、承認し、次のとおり決定しましたので通知します。

1 当初交付決定年月日・番号

年 月 日 第 号

2 当初交付決定額

円

3 変更交付決定額

円

年 月 日

新温泉町長 様

住 所
氏 名
電話番号

新温泉町空き家等相続登記支援補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって、交付決定のあった補助金の交付の実績について、次のとおり新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付要綱第 12 条の規定により報告します。

建物の所在地	新温泉町
補助対象経費	円
補助金額	円
事業期間	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日

添付書類

1. 空き家等の相続登記に係る請求書又は領収書の写し
2. 相続登記したことが分かる相続関係説明図及び登記簿謄本（登記事項証明書）
3. その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

新温泉町長 印

新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新温泉町空き家等相続登記支援補助金については、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 備考 | |

年 月 日

新温泉町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった補助金について、新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付要綱第 14 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

1 請 求 額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			

添付書類

通帳表紙の写し (口座名義人、口座番号が確認できるもの)

第 年 月 日 号

様

新温泉町長 印

新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した新温泉町空き家等相続登記支援補助金については、次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

1 取消理由

- ☐ 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたため
- ☐ 補助金の交付決定に違反したため
- ☐ この要綱又は関係法令に違反したため
- ☐ その他町長が補助金を交付することが不適切であると認めたため

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日	年	月	日	第	号
既交付決定額			円		
既交付額			円		
取消金額			円		

第 号
年 月 日

様

新温泉町長 印

新温泉町空き家等相続登記支援補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した新温泉町空き家等相続登記支援補助金については、次のとおり返還を請求します。

1 返還金額

円

2 返還期限

年 月 日

3 返還方法

4 返還事由